

○財務省告示第七十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十一年二月十八日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年三月十日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記 号	利付国庫債券（十年）（第二百六 十三回、第二百六十四回、第二 百七十回、第二百七十六回、第 二百七十七回、第二百八十四回、第 二百八十一回及び第二百八十 三回）及び利付国庫債券（二十 年）（第二十八回、第三十回、第 三十四回、第四十六回、第六十 二回、第六十三回及び第六十四 回）	二 発行の根拠	三 法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
		特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次	以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（別表） （利付） （第十回） （二十年） （国庫債券） （百八十八）	二・〇％	平成六年二月二十八日	四百四十四億円
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券） （百八十八）	一・九％	平成六年二月二十八日	二百四十五億円
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券） （百七十）	一・六％	平成三年二月二十八日	百三十億円
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券） （百七十）	一・六％	平成十年二月二十七日	十八億円
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券） （百七十）	一・三％	平成六年二月二十七日	三十七億円
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券） （百六十）	一・五％	平成九年二月二十六日	三十七億円
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券） （百六十）	一・六％	平成九年二月二十六日	百八十九億円

（別表）

十八 象 国債の
元 利回り
利 金支
元 日本銀行
利 日本銀行
回 日本銀行
り 日本銀行
と 日本銀行
す 日本銀行
る 日本銀行
。 日本銀行
平 日本銀行
均 日本銀行
値 日本銀行
の 日本銀行

十九 入 札参加
者 財務大臣から通知を受けた者

二十 払 込 期 日
日 平成二十一年二月十八日

（利付第二十六年国庫債券）	（利付第二十六年国庫債券）	（利付第二十六年国庫債券）	（利付第二十四年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第二十年国庫債券）	（利付第三十二年国庫債券）
一・九%	一・八%	〇・八%	二・二%	三・五%	三・七%	五・〇%	一・八%
日平成九年三月二十五	日平成六年三月二十五	日平成六年三月二十五	日平成二年六月二十二	日平成三年三月二十九	日平成一年九月二十七	日平成三年三月二十七	日平成九年二月二十八
十二億円	二百億円	九十億円	八億円	二億円	二十六億円	一億円	五十八億円